

区有通路における緩和について	担当	作成(改訂)日
	豊島区建築課	令和4年3月29日
関係条文	建築基準法施行令第20条、第135条の3、第135条の4、第135条の12	

豊島区内の区有通路について、下記の条件をすべて満たせば、以下の制限について区有通路の幅員の1/2まで緩和できるものとする。

【緩和する制限】

・採光 ・隣地斜線 ・北側斜線 ・高度斜線 ・日影規制

【条件】

- ①計画敷地と区有通路の境界が確定していること
- ②計画敷地に面している区有通路の部分が占有されていないこと。
- ③区有通路に払い下げの予定がないこと。

※①、③については土木管理課道路台帳グループの窓口で確認してください。

技術的助言等	
参考文献等	